

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第2号

定期監査の結果に係る措置状況について

平成28年度に実施した監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第292条において準用する同法199条第12項の規定により、京都府後期高齢者医療広域連合長から通知があったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年8月3日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員職務代行者 荻原 豊久

(別紙)

## 平成28年度定期監査の結果に係る措置状況について

### 1 備品管理について

(指摘)

重要備品を含む多くの備品が、規則等に基づく一点ごとの整理が不十分であったため、そもそもの管理コストの観点からも、税法上の取扱い等を参考とするなど、取得価額の引き上げについても検討されるとともに、現有の備品については再度精査を行い、適正な管理を実施されたい。

備品整理簿は備品の出納状況が把握し難いこと、また、リース物品は台帳整理がなされていなかったことから、それぞれ早急に整理されたい。

(措置の内容)

備品について、取得価格又は評価額を「2万円以上」としていたところ、当広域連合財務規則を本年4月1日付けで改正し、「10万円以上」とした。

また、備品整理簿に記載の物品について、再度、現物との確認を行い、リース物品も含め整理簿の整理を行った。

### 2 金券類の管理について

(指摘)

金券類について、台帳に一部確認もれが見受けられたことから、定期的かつ確実にこれらの使用状況について把握し、紛失や不適切な使用の防止に努められたい。

(措置の内容)

金券類については、平成29年度から、毎月、現物と台帳を照らし合わせて使用状況等を確認している。

### 3 共通事項

(指摘)

物品の取り扱いについて台帳による管理のみならず、購入から年度ごとの増減や現在高の把握、さらには処分その他の手続きについて、規則等に基づき、適正な事務を行われたい。

(措置の内容)

平成28年度から平成29年度への物品の増減や現在高等を把握し、会計管理者へ報告するなど、適正な事務に努めている。